

企業と地域、人と未来をつなぎます

諏訪商工会議所 News

Chamber of Commerce and Industry

3

2025 Mar.
Vol.524

- 特集 2
- 会議所からのお知らせ 4
- 魅せられて 6
- 相談事例からの発見 11
- お知らせ 12

特集

令和7年度 税制改正のポイント



写真：P6「魅せられて」のコーナーで紹介
株式会社原田商店 原田 俊さん



●メールマガジン 月2回配信しています！
セミナー、補助金、雇用対策など、最新の情報を
いち早くお届けします。ぜひ、ご登録ください。

●登録はコチラから



最新情報は
諏訪商工会議所
ホームページをチェック！
<https://www.suwacc1.or.jp/>



速報

全国515商工会議所・126万事業者の力で 要望が数多く実現

令和7年度

税制改正のポイント

※本チラシは2024年12月20日公表の与党税制改正大綱に基づいて作成しています。

日商「税制改正 特設サイト」



I. 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充

中小企業向け設備投資減税の延長・拡充

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	国	<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px;"> <p>2年延長 中小企業経営強化税制 即時償却 or 税額控除 10% (7%) 経営力向上計画の認定が必要 (申請先: 所管省庁窓口)</p> </div> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>2年延長 中小企業投資促進税制 30%特別償却 or 税額控除 7%</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>特別償却: 事業用資産の取得価額に一定割合を乗じた額を、通常の償却費に加えて損金算入できる制度 税額控除: 事業用資産の取得価額に一定割合を乗じた額を、法人税等から控除できる制度</p> </div>			
	地方税	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p>2年延長 償却資産に係る固定資産税の特例</p> </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>2年延長 償却資産に係る固定資産税の特例 固定資産税の負担を軽減</p> </div>			



point1 商工会議所の強力な要望により建物を対象に追加! (中小企業税制では極めて異例の措置)

中小企業経営強化税制の拡充措置

売上100億円を目指す企業に対して「建物」を対象に加えた措置を拡充!

概要

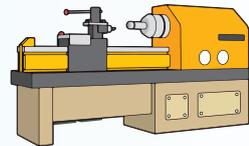
対象: 工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物及びその附属設備

要件:

- ・投資利益率が年平均7%以上
- ・売上100億円を目指すロードマップの作成
- ・売上高成長率年平均10%以上を目指す
- ・前年度売上10~90億円
- ・最低投資額1億円 or 売上5%以上 等

措置の内容:

- ・年度末給与支給総額が前年度末比で、
2.5%以上増加 → 特別償却15% or 税額控除1%
5.0%以上増加 → 特別償却25% or 税額控除2%



point2 商工会議所の強力な要望により軽減割合を拡充したうえで延長!

償却資産に係る固定資産税の特例の延長・拡充

- 市区町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき一定要件を満たす機械等を導入した場合に固定資産税の負担を軽減する特例が**2年間延長!**
- 表明する賃上げ率に応じて**最大1/4に軽減!**

表明する賃上げ率	軽減後の課税標準	軽減を受けられる期間
3.0%以上	1/4	5年間
1.5%以上	1/2	3年間

固定資産税は市区町村の基幹税。コロナが収束したことも踏まえ、軽減措置は不要である

II. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

中小企業の法人税率の軽減措置の延長

→ 年間 800 万円以下の所得金額に対して、税率を最大 4% 軽減する措置が **2 年間延長!**

対象	本則税率		軽減税率※1
中小法人 (資本金1億円以下)	年 800 万円超 の所得金額	23.2%	
	年 800 万円以下 の所得金額	19%	15%
	// ※所得 10 億円超の場合	19%	17% 新設



商工会議所の強力な要望により
ほぼ現状のまま延長!
(中小企業の約 99.9% は影響なし)

※1: 過去 3 年平均で所得 15 億円超の中小企業は本措置の対象外

III. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制

事業承継税制特例措置における役員就任要件の事実上撤廃(自社株贈与時)

- 2024 年末まで(特例措置が終了する 2027 年 12 月末の 3 年前まで)に後継者を自社の役員に就任させなければならないとする要件が、事実上撤廃!
- **新たな手続きなく、株式贈与の直前までに役員に就任すればよい!**



商工会議所の強力な要望により要件を事実上撤廃!



事業承継税制(特例措置)とは

先代から非上場自社株を贈与・相続する際の税負担が 100% 猶予(要件を満たすと免除)される制度。2027 年末までの時限措置。

税制活用までの基本的な手続きの流れ(贈与の場合)

- STEP 1** 特例承継計画を都道府県庁へ提出する <2026 年 3 月末まで>
- STEP 2** 後継者が自社の役員に就任する <代表取締役就任直前まで>
- STEP 3** 後継者が代表取締役に就任し、先代から自社株を譲り受ける <2027 年 12 月末まで>
- STEP 4** 認定申請書を都道府県庁へ提出し認定を受ける <贈与を受けた翌年の 1 月 15 日まで>



制度紹介チラシ

IV. 地域における民間投資拡大に資する税制

● 地域未来投資促進税制の延長(3年)・拡充

地域経済牽引事業計画の承認(申請先: 都道府県)を受け、課税特例の確認を受けた設備投資について、特別償却または税額控除ができる措置が 3 年間延長。さらに、地域の発展・成長に特に資する分野において 10 億円以上の設備投資に対する上乗せ措置(特別償却 50% または税額控除 5%) を創設

● 中小企業防災・減災投資促進税制の延長(2年)

事業継続力強化計画等の認定(申請先: 各経済産業局)を受け、取得した設備に対して取得価格の 16% を特別償却できる措置が 2 年間延長



● 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長(3年)

企業が地方公共団体の実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行うことで、最大で寄附額の約 9 割まで法人税等の税負担を軽減できる措置が 3 年間延長



information 会議所からのお知らせ

▶▶▶ 新会員のご紹介

会員数1546件(2月12日現在)

事業所名	代表者名	住所	電話番号	営業内容
bistro sol(ピストロソル)	藤森 浩伸	諏訪市大手2-15-4 金井ビル1F	55-2299	洋食レストラン
(株)Irie(アイリー)	清水 愛花	諏訪市沖田町1-49-1	070-3227-0071	ライブ配信業・マネジメント

▶▶▶ 定例相談日

※相談会場:諏訪商工会館

▶ 発明相談会

諏訪圏特許事務所連合会(弁理士会諏訪支部)

4月17日(木) 午後1時～午後4時

特許、実用新案、意匠、商標の他、知財に関する相談

【専門相談員】諏訪圏特許事務所連合会

▶ 広域専門指導員による定例相談会

要
予約

毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

創業や事業承継、事業計画策定等についての相談

【専門相談員】諏訪地域広域専門指導員

▶ 日本政策金融公庫(松本支店)

随
時
実
施

国民生活事業相談

長期、低利(固定)の設備・運転資金について相談

【専門相談員】日本政策金融公庫 松本支店

※相談をご希望の方は、諏訪商工会議所まで
ご連絡ください。 ☎0266-52-2155

▶ 諏訪中小企業支援センター

要
予約

毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

経営、金融、税務等についての相談

【専門相談員】当所 経営指導員

▶▶▶ 会議所スケジュール

3
月

- 3日 ▶ 確定申告書作成個別指導会(～6日)
- 14日 ▶ 諏訪地域合同就職説明会
- 17日 ▶ 食料品部会
- 18日 ▶ 常議員会・臨時議員総会
- 19日 ▶ 青年部定例会
- 22日 ▶ 不動産相談会
- 26日 ▶ 建設産業部会

4
月

- 2日 ▶ 諏訪市新入社員歓迎大会
- 3日 ▶ 諏訪市新入社員研修(・4日)
- 10日 ▶ 会員観桜会
- 12日 ▶ 諏訪地域合同就職説明会 in 新宿
- 17日 ▶ 発明相談会
- 26日 ▶ 不動産相談会

Monthly Topics 会議所の動き

1/22
(水)

諏訪の魅力発見 みそ蔵研修会

観光関連部会では、諏訪市内の観光関連産業に従事する方を対象に観光研修会を開催しています。

その第6弾として、(株)竹屋 諏訪工場にて「みそ蔵見学・みそ研修会」を実施しました。藤森伝太社長から味噌の生産工程を説明いただき、諏訪地域がなぜみそ作りが盛んなのかという背景や、諏訪のみその歴史について詳しくお話をお聴きしました。

参加者からは「みその歴史について深く知ることができ、とても有意義だった。今後の仕事にも活かしていきたい」といった感想が寄せられ、好評でした。



諏訪市地域医療・介護連携推進センター(ライフドアすわ)からのご案内

▶▶▶『自分らしく生きるための希望表明書』設置のお願い

諏訪市では、万が一の際に本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族と話し合い、共有する「人生会議」を推奨しています。

元気で笑顔のうちに話し合いができるよう『人生会議』のツールの一つとして『自分らしく生きるための希望表明書』を作成しました。

この表明書を多くの方に手に取っていただけるよう、店頭においていただける事業者さんを募集しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

『人生会議』について詳しくお知りになりたい場合は「出前講座」も承っております。



【お問合せ先】 諏訪市地域医療・介護連携推進センター(ライフドアすわ) 担当: 矢崎
TEL: 0266-78-0477 FAX: 0266-78-0478 Email: info@lifedoor-suwa.jp

長野県教育委員会からのご案内

▶▶▶ 中学生期のスポーツ・文化芸術活動を支える地域クラブ活動の指導者・協力者を募集しています



長野県教育委員会では、子どもたちが生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保や、教員の働き方改革を推進し学校教育の質の向上を図るため、中学校の部活動を地域が主体となる地域クラブ活動へと移行する取り組みを推進しています。

地域クラブ活動への円滑な移行を進めるため、地域クラブで活動していただける指導者・協力者を募集しています。

地域の子どもたちの健全な成長のサポートに協力していただける、皆様のご登録をお待ちしています。

※地域クラブ活動への移行について及び指導者・協力者募集についての詳細は、長野県公式ホームページをご覧ください。



【お問合せ先】 スポーツ関係 長野県教育委員会事務局 保健厚生課 TEL: 026-235-7448
文化・芸術関係 長野県教育委員会事務局 学びの改革支援課 TEL: 026-235-7434

資格で、死角なし！

令和7年度諏訪商工会議所実施の

検定試験スケジュール



簿記検定

第170回 1~3級	6月8日(日)	[受付期間] 4/21~5/12 [ネット申込締切] 5/10
第171回 1~3級	11月16日(日)	[受付期間] 9/29~10/20 [ネット申込締切] 10/18
第172回 2・3級	2026年2月22日(日)	[受付期間] 1/6~1/26 [ネット申込締切] 1/24

珠算・暗算検定試験

第234回	6月22日(日)	[受付期間] 5/2(金)~5/22(木)
第235回	10月26日(日)	[受付期間] 9/8(月)~9/25(木)
第236回	2026年2月8日(日)	[受付期間] 12/15(月)~1/8(木)



商工会議所の検定試験を
企業人材のリスクリングにご活用ください！





株式会社 原田商店

代表取締役社長 原田 俊さん

» 伝統と挑戦

当店は昆虫食やかりん（マルメロ）を取り扱うことから始まり、創業138年を迎えました。父である5代目は多くの商品を生み出しましたが、私は先代が築いた商品を国内外に広めることを軸に据えました。もともと人見知りな性格でしたが、商品の価値を絶やさぬようにという使命感から一歩踏み出して海外にも営業を行っています。試食や試飲を通じて商品のおいしさを実感し、購入していただく瞬間に大きな達成感を感じ、この喜びが今の行動力の源となっています。さらに多くの人々に商品を届けたいという気持ちで全国をまわっています。



先代が築いた商品

» 新商品サイレントキャンディ！

広島のプロギタリストから突然電話があり、「クラシックコンサート中でも静かにのどを潤せる商品を作ってほしい」と頼まれました。理由を尋ねると、観客の方は演奏中にせきが出ないようにのど飴をなめることが多いのですが、あめを取り出す際にどうしても「ガサガサ」という音が鳴ってしまいます。20年間この問題を解決しようと試みてきたとのことでした。電話越しにその熱意を感じ、商品開発への協力を決意しました。もともとあめ作りの技術はあったため、開発から生産までスムーズに進めることができましたが、コ

ンサートに行ったことがなく、この問題の深刻さが実感できず、商品の売れ行きに不安がありました。しかし、ネットで販売を始めてみたところ、2か月で700個以上が売れ、大反響を得ることができ、今後は国内の劇場や本場ドイツでの販売も視野に入れていきたいと思っています。



サイレントキャンディ

» 商品へのこだわり

私たちの商品はすべて食品であり「おいしさ」が最も重要です。そのため、味の調整には特に気を配っています。しかし「おいしい」という感覚は人それぞれで正解がないため、新商品を発売するたびに不安になります。また、時代の変化やお客さまのニーズに応えるために家族向けの商品内容を5人分から3人分に変更するなどの工夫も行っています。商品のコンセプトとして「誰にでもできるようなものではなく自社でしか作れないものを提供したい」と考え、常に



「こだわり」を大切にしています。特に、長野県産の素材を使用し、高品質で極力無添加の商品づくりを続けることにこだわりを持っています。これからも、お客さまに選ばれ、喜ばれる商品をお届けし続けていきたいです。

●株式会社 原田商店
住所：諏訪市湖南3820-1
TEL：58-2525



製品が持つ「価値」は2種類

—自動車販売店の方との話から—



職員中沢 源雄

先日、自動車販売店の方から「最近のお客さまは、特に欲しいクルマがなく『何でもいい』と言う人が多いんです」という話を聞きました。

確かに、室内が広くて燃費が良く、安全で予算に合えばこだわりはないという人は多いと思います。「何でもいい」というのは「どんな車でもいい」という意味だけでなく「安く、便利に、安全に移動できれば車でなくてもいい」と考える人もいて、自動車離れを加速させていると言われています。

このような現象の背景には、看過できない重要な洞察が含まれていると専門家の方から教わりました。それは、消費者の傾向と言うよりは「欲しいと思わせる車を作れていない、自動車メーカーの価値創造の問題」と説明ができるそうです。

価値は、「機能的価値」と「感性価値」の2つに分類されます。前者は、車で言えば、燃費性能や走行性能、居住快適性、安全性など「移動の道具」として役に立つ機能ということです。

後者は「カッコいい」「乗っていて気持ちがいい」「あの車に乗っている人種の仲間入りをしたい」といった情緒や感性をくすぐる価値を指します。

もちろん全てではありませんが、総じて言えば、日本車は機能的価値に偏っています。機能的価値は、客観的な評価ができるため、市場調査がしやすいという特徴があるそうです。しかし、調査の精度が高まれば、どんな企業が行っても同じような結果になります。すると、メーカー名を隠せば区別がつかない製品が生まれることとなります。写真のような感じですが。



これでは、生活者に「何でもいい」と言われるのは自明です。

そして、皆さんもお気づきのように区別のつかない製品は、強烈な価格競争にさらされることとなります。価格競争に勝つためには企業の規模が必要になるため、中小・小規模企業はとてつもなく厳しい商売になることが理解できます。

また、価格競争は、働く人の心身を摩耗させますし、成長のためには不正も厭わないという文化を生む危険性もはらみます。

一方で、感性価値が高い車の代名詞としてドイツ車があります。僕と同じ世代や少し上の先輩なら「ベンベ」と聞いたことがある「あのメーカー」です。あのメーカーに乗っている方のほとんどが、消去法で選んではおらず「あの〇〇が良い」と指名買いをしているそうです。

僕の知人もちょうどあのメーカーの小さい車を購入したばかりで、その知人は「今度、車を買うんだ」ではなく「(あのメーカーの小さい車)を買うんだ」と言っていたことを思い出します。



※写真はイメージで、あのメーカーの車ではありません。

内装も個性があって魅力的、乗ってみるとわかりますが、あのメーカーの車は感性価値だけでなく「走る。止まる。曲がる」の車としての機能的価値も高いのでびっくりです。

あのメーカーは、付加価値（粗利益）が高く、好業績を続けていますが、それを裏打ちするのが「選ばれる強さ」ということが解ります。

簡単に真似されることはないでしょうし、他社が真似をすればするほど本家のバリューを上げることになると思います。また、働く人も、指名買いされれば仕事に対する誇りを持てるのではないのでしょうか。

政府は中小・小規模企業が目指す次世代の経営のキーワードに「価値」を多用しています。

ただ「価値」と言っても、いろいろな価値があり理解が難しいのも現実です。(恥ずかしながら僕も整理できていません)

今回は、商品の持つ「価値」には「機能的価値」「感性価値」の2つがある内容でしたが、異なった視点からの「価値」についても説明できたらと思っています。

諏訪市からのお知らせ

申込期限

令和7年
3/11(火)

諏訪市 新入社員歓迎大会のご案内

日時

令和7年4月2日(水) 受付開始 15時00分～
式典など 15時30分～17時00分

会場

諏訪市文化センター

対象

諏訪市内事業所に令和7年度に就職する方

参加負担金

参加者1名につき1,000円(記念品代含む)

内容

- ・新入社員歓迎激励式典
- ・記念講演会「バンクーバーへの道」

2010年バンクーバーパラリンピック
アイススレッジホッケー銀メダリスト

馬島 誠さん



主催：諏訪市・諏訪商工会議所 共催：諏訪市労務対策協議会

お申込み・お問い合わせ 諏訪市 経済部商工課 TEL：0266-52-4141(内線433)

「女性起業家大賞」応募者を募集します

各地商工会議所女性会で組織する全国商工会議所女性会連合会(会員数約2万社)では、女性ならではの視点で革新的・創造的な創業や経営を行い、事業を成功させている女性経営者を顕彰することを目的として、2002年より毎年「女性起業家大賞」を実施しています。下記のとおり募集しますので、ぜひご応募ください。

1. 表彰の対象

創業期(創業から10年未満)の女性経営者で、経営革新・創意工夫に取り組み、他の女性経営者の範となるような企業経営・事業展開・事業発展等に実績を挙げている方。

- ①スタートアップ部門…創業から5年未満
- ②グロス部門…創業5年以上10年未満

2. 応募方法

ホームページより詳細をご確認いただき、まずは応募される旨を当所へご連絡ください。「応募申込書」をダウンロードして入力し、word媒体にて当所へご提出ください。※当所会員事業所は当所が推薦団体となります。

3. 応募締切

3月28日(金) 当所必着



詳細はこちら

<https://joseikai.jcci.or.jp/kigyoka/2025/oubo.html>

または **女性起業家大賞 検索**

【お問合せ先】諏訪商工会議所(TEL:52-2155)

協会けんぽからのお知らせ

令和7年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします

○ 長野支部の健康保険料率は変更となります。介護保険料率も変更となります ○



令和7年2月分(3月納付分)まで

9.55%

令和7年2月分(3月納付分)まで

1.60%

健康保険料率



介護保険料率



令和7年3月分(4月納付分)から

9.69%

令和7年3月分(4月納付分)から

1.59%

